

錦町福祉避難所運営マニュアル

平成30年3月

熊本県 錦町

【目 次】

第1章	基本的な考え方	2
1	定義	2
2	福祉避難所の位置付け	2
第2章	平常時における取り組み	3
1	福祉避難所利用者の把握等	3
2	福祉避難所の種類・確保	4
3	福祉避難所の施設整備	4
4	福祉避難所の周知徹底	4
5	物資・機材、人材、移送手段の確保	5
第3章	災害時における取り組み	6
1	福祉避難所の開設	6
2	福祉避難所の運営	7
3	福祉避難所における要配慮者への支援	10
4	福祉避難所の閉鎖等	12

【様式集：巻末記載】

- 様式1...避難者名簿（世帯単位）
- 様式2...福祉避難所状況報告書
- 様式3...要配慮者確認票
- 様式4...食料・飲料水依頼票
- 様式5...物資依頼票
- 様式6...福祉避難所 物資受払簿

第1章 基本的な考え方

1 定義

○福祉避難所とは……要配慮者を滞在させることを想定した避難所

〔福祉避難所に指定するにあたり満たすべき基準〕

- ・要配慮者の特性に応じ、円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害時、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害時、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

○要配慮者とは……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

その他の特に配慮を要する者：妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等

2 福祉避難所の位置付け

本書は、「錦町地域防災計画書」、及び、「避難所運営マニュアル」において要配慮者に対する支援体制を図るためのマニュアルとして位置付ける。

また、本町においては、大規模地震や風水害等による被害の発生直後や災害予測に基づく避難にあっては、「地域防災計画書」に定められた身近な「指定避難所」へ避難するものとし、避難の状況・必要性に応じて要配慮者等を対象とした福祉避難所を開設するものとする。

第2章 平常時における取り組み

1 福祉避難所利用者の把握等

- (1) 町は、要配慮者の登録制度により、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等についても適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所利用対象者として見込まれる者の概数を把握しておく。

「避難行動要支援者名簿」については、「地域福祉支援システム」を活用し、日頃より要配慮者データの更新に努めるものとする。

【当マニュアルで想定する要配慮者の基準】

- ・一人暮らしの高齢者... 65歳以上
- ・高齢者のみの世帯 ... 65歳以上
- ・介護認定者 ... 要介護4または5
- ・身体障がい者（児）... 身体障害者手帳1級または2級
- ・知的障がい者（児）... 療育手帳A1またはA2
- ・精神障がい者 ... 精神障害者保健福祉手帳1級
- ・妊産婦・乳幼児 ... 乳幼児については未就学児
- ・特定難病疾患患者 ... 一般特定疾患医療受給者証の所有者
- ・町長の認める者 ... 病弱者、感染症疾病の罹患患者、その他指定避難所での共同生活に適さないと認める者等

- (2) 対象者が障がい者等の場合は、家族等の介助者を伴う受入に配慮する。

- (3) 避難する要配慮者に対しては、最低限の生活支援を公平に行い、特殊な対応が求められる者に対する支援については個別に対応できる体制整備に努める。

【生活支援の内容】

- ・生活スペースの提供
- ・飲料水、食料、粉ミルク、紙おむつ等の生活物資の提供
- ・トイレなどの衛生的環境の提供
- ・可能な限りのプライバシー（更衣・授乳スペース等）の確保
- ・各種情報の提供、交換、収集

- (4) 男女双方の立場から、性別を考慮したプライバシーの保護に配慮する。

2 福祉避難所の種類・確保

(1) 福祉避難所の種類

本町においては、福祉避難所利用者の状況に応じた体制確保の必要性を考慮し、高齢者等用（難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等を含む）・障がい者・障がい児用、それぞれに福祉避難所を指定する。

(2) 福祉避難所等の確保

特別な配慮を要する要配慮者が、避難生活において支障のない程度の構造設備（バリアフリーに対応）を備え、かつ身体介護や医療相談等の支援が受けられるなど、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備した避難所を、福祉避難所として指定し確保を目指す。

(3) 公的指定福祉避難所（１施設）

	施設名	所在地	主対象者	電話番号
1	錦町保健センター	錦町大字一武 1502	障がい児（者）等	0966-38-2048

(4) 民間福祉避難所（協定締結済）

	施設名	所在地	主対象者	電話番号
1	特別養護老人ホーム にしき園	錦町大字木上北 150-1	高齢者等	0966-38-3800
2	特別養護老人ホーム 錦寿豊苑	錦町大字一武 1234	高齢者等	0966-38-3889

民間の社会福祉施設等で、災害時に民間福祉避難所として要配慮者を受け入れることのできる施設の掘り起こしを図り、協定書を締結するなど協力体制の整備のもとで、民間福祉避難所の拡充に努める。

3 福祉避難所の施設整備

福祉避難所においては、既設トイレの洋式化、段差解消等のほか、オスメイトに対応するトイレの改修等、要配慮者に配慮した施設整備や携帯トイレの備蓄を図っておく。

また、情報収集が困難な要配慮者に対して円滑な情報伝達手段を確保するため、テレビ、ラジオ、筆談用具を備えるなど、多様な伝達手段の確保に努める。

4 福祉避難所の周知徹底

福祉避難所を指定した場合には、町の広報誌、ホームページなどを通して、広く住民に周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、民生委員や協力

団体、消防団等の協力を得て周知の徹底を図っていく。

5 物資・機材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・機材等の確保

災害発生時の混乱の中で必要な物資や機材を調達することは困難を極めることが予想されるため、平常時から一定量の必要物資等を備えるとともに、災害時の物資供給協定の締結推進に努める。

また、災害時の物資供給協定で対応できない福祉関連用具や日常生活物資について洗い出しを行い、緊急時の準備を進める。

なお、福祉避難所で必要な物資・機材については、次のようなものを見込む。

	要配慮者対応物資・機材
食料・飲料水	ビスケット、非常用米、缶詰、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病・アレルギー対応食品等
生活必需品	ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車イス、マット等
その他	ポータブルトイレ、トイレトーパー等

(2) 人材・外部協力員の確保

要配慮者の日常生活の支援にあたるホームヘルパー等の介護職員等の確保について、介護サービス等の福祉サービス提供事業者との災害時支援協定の締結のほか、各種ボランティア団体等との協力体制の整備を図る。

また、要配慮者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフを確保するなど、球磨郡医師会、関係医療機関等との連携を図る。

(3) 移送手段の確保

指定避難所から福祉避難所への移送については、本人または家族の責任において行うことを原則とする。

ただし、移送に際して要配慮者に著しい危険が及ぶことが予想される場合及び要配慮者の身体状況等により、特に移送に配慮を要する場合には、公用車、福祉関係車両、救急車両等の手配のほか、県や運送事業者等の関係機関と協議し、安全移送の確保に努める。

第3章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

町は災害が発生し、指定避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所開設の必要性があると認められる場合には、あらかじめ指定する施設のうちから、必要に応じて公的福祉避難所を開設する。

さらに必要性が求められる場合には、協定書を締結する民間福祉避難所の開設について関係機関に要請する。

(1) 基本事項

本マニュアルでは、公的福祉避難所の開設・運営を規定するものとし、民間福祉避難所の開設・運営については、協定書に基づくものとする。

対象者

本マニュアル第2章1(1)に記載する「当マニュアルで想定する要配慮者の基準」に該当する者。

設置場所

公的指定福祉避難所の設置場所については、本マニュアル第2章2(3)に記載する「公的指定福祉避難所」の施設。

設置期間

福祉避難所の開設期間は、町災害対策本部の指示によることとするが、原則として災害発生の日から7日以内を目安とする。

その他、本マニュアルに記載の無い事項については、平成28年11月策定の「避難所運営マニュアル」に準じるものとする。

(2) 開設の準備

避難状況の把握

民生対策部福祉班の班長は、避難所連絡員を指名し、指定避難所の避難者数や運営状況、高齢者や障がい者等、要配慮者の避難状況及び要望等についての確に把握するとともに、福祉避難所の開設の必要性を判断する。

福祉避難所担当職員の配置

ア 町が福祉避難所の開設を決定した場合には、あらかじめ定めた福祉避難所担当職員を派遣し、公的福祉避難所の開設に必要な業務及び開設後の管理運営にあたらせる。

イ 福祉避難所には、できるだけ保健師等の専門職員を配置するとともに1名以上の職員が常駐するように配慮する。

ウ 大規模災害発生時には、派遣職員が確保できない場合や交代要員等が不足することが予想されるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

ボランティア等の受け入れ

- ア 町は、福祉避難施設の運営状況から判断し、必要と認められる場合にはボランティアセンター（町社会福祉協議会）を開設する。
- イ 町は、ボランティア派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターへ要請し、センターは町内各ボランティア団体のほか、町外ボランティア等の確保・受け入れに努める。
- ウ 福祉避難所におけるボランティアの活動は、要配慮者の避難生活支援としての確な配備を行う。
- ・ 避難生活を送る要配慮者介護、看護活動の補助
 - ・ 清掃等生活環境の整備・改善と防疫活動の応援
 - ・ 災害応急対策物資、資機材の輸送・配分活動の協力
 - ・ 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - ・ その他、軽易な作業への協力
- エ 避難者のうちで、ボランティア活動及び同程度の活動に協力できる者がある場合には、避難者自らの福祉避難所運営・維持への参画を願う。

2 福祉避難所の運営

(1) 避難所の運営

名簿の作成・管理

町は、福祉避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢（指定避難所からの移送者は転記）のほか、特に援護を要する内容（各種障がいの種別・程度、病名、アレルギー等）を把握し登録できるように窓口を設置する。

- ア 福祉避難所避難者名簿（様式１）を作成し、随時更新する。
- イ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録する。
- ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所状況報告書（様式２）により町災害対策本部へ報告する。
- エ 避難者の承諾を得て、福祉避難者台帳の氏名・住所を窓口に掲示する。
- オ 要配慮者の状態や程度に応じた対応を把握するため、必要に応じて「要配慮者確認票」（様式３）を作成する。

食料・飲料水の配給

- ア 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な配慮を要する事項については個別の対処を検討していく。
- イ 食料・飲料水に不足が生じる場合には、不足品目の内容及び数量を取りまと

めて、福祉避難所食料・飲料水依頼票（様式４）に記入し、災害対策本部へ提出するものとする。

物資の配給

ア 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また、特別な物資の確保については個別に対応していく。

イ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて、福祉避難所物資依頼票（様式５）に記入し、災害対策本部へ提出するものとする。

物資の管理

ア 物資が搬送された際には、福祉避難所物資依頼票（様式５）に受領サインをして受け取り、物資保管場所へ保管する。

【物資の管理・保管方法】

- ・男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布・寝具、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
- ・生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医療品、電気製品などの用途別に分類する。

イ 物資等の保管が完了した際及び使用に供するために搬出した場合には、福祉避難所物資受払簿（様式６）に記入し、適正な管理を行う。

トイレに関する対応

ア 仮設トイレ等を所定の場所に設置する。

イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図る。

ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い用消毒液の交換などの衛生管理には十分な注意を払い、避難者自らの協力を得て衛生環境の保持に努める。

エ 仮設トイレ等の汲み取り、トイレトペーパーの不足補充は、状況を見て早めに要請する。

ごみに関する対応

ア 施設管理者と協議のうえ、ごみの集積所を指定し、貼り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。

イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう、ルール徹底を図る。

ウ ごみ集積所は、屋外の適切な場所等を選定し、腐敗や悪臭等の防止に配慮するとともに、犬猫や野鳥等による散乱の防止に努める。

防疫に関する対応

- ア 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意を払う。
- イ 手洗いを励行する。
- ウ 風呂の利用についてはできる限り配慮し、可能な環境が整った場合には周知のうえ秩序を保った入浴の確保に努める。
- エ 生活用水が確保できる場合には、洗濯場や洗濯物干し場を確保する。
- オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握し、スペースの分離や診療などの適切な処置が施せる体制を目指す。

【生活水の確保】

- ・飲料水の安定的な供給を最優先とし、確保ができた後はトイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活水の確保にも努める。

【手洗い・衛生保持の励行】

- ・手洗い所には、消毒液を配置する。
- ・消毒液・トイレトペーパーを確保する。

【食器の取扱い】

- ・衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てとする。

避難施設内の清掃・整理整頓

- ・福祉避難所内の共有スペース、トイレ、洗い場などの清掃は、避難者自らの協力を得て衛生環境の保持に努める。

電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ア 外部からの電話問い合わせ等による、他の避難者への迷惑を最小限に抑制するため、呼び出し時間を定めて取り次ぎを行う。
- イ 電話での問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合する。
- ウ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は各自の携帯電話等によることを原則とし、必要性に応じて公衆電話の特設を通信事業者（NTT等）に求め、避難者の通信手段確保に努める。
- エ 呼び出し伝達は、放送または掲示による伝言によるものとし、避難者側から折り返し連絡を取ることを原則とし、受信状態のままでの取り次ぎは行わないものとする。

生活情報の提供

- ア 避難者が求める様々な情報について、そのニーズを把握したうえで情報収集に努め、掲示板などの多様な手段で情報を提供する。

【避難者の必要とする情報】

- 被害・安否情報
- 医療・救護情報
- 余震・天候情報
- 生活物資の配布情報
- ライフライン及び交通機関の復旧情報
- 生活再建、助成制度等の情報

【情報の収集方法】

- 災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集する。
- テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなどの情報を収集する。

【情報の周知】

- 収集した情報を順次整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等のあらゆる手段を用いて、できるだけ早急に提供する。
- 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置し、安心の提供を図る。
- 不要となった情報も直ちに破棄することなく、記録・整理して保管する。

3 福祉避難所における要配慮者への支援

要配慮者への支援

- ア 避難している要配慮者の健康状態、各種福祉サービスの必要性などの現状を把握する。
- イ 福祉避難所において、障がい者や高齢者などが生活する上での問題事項をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努める。
- ウ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応が図れるように努める。

【高齢者】

- ・避難生活では活動能力が低下し、寝たきり状態に陥りやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保する。
- ・認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図る。
- ・おむつをしている人のための、おむつ交換所を別に設ける。

【視覚障がい者】

- ・避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝える。
- ・放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝える。

【聴覚障がい者】

- ・伝達事項は紙に書いて知らせる。
- ・掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に知らせる。
- ・手話通訳者などを確保する。

【肢体不自由者】

- ・車いすが通れる幅を確保する。

【内部障がい者】

- ・医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設ける。
- ・医療機関等の協力により巡回診療を行う。

【知的障がい者】

- ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

【乳幼児】

- ・退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。
- ・乳児に対して、ミルク用の湯、ほ乳瓶の清潔保持、沐浴の手だてなどの確保に努める。

福祉サービスの提供

- ア 災害時要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続して受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者・医療機関等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービス・医療の提供に努める。
- イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供について、福祉各法に基づく実施の確保を図る。

総合相談窓口の設置

福祉避難所内に、要配慮者特有の相談に対する相談窓口を設置する。相談窓口では、保健師、社会保険福祉士や精神保健福祉士等の専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。

緊急入所等の実施

- ア 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、福祉施設への緊急的な入所、ショートステイ等により適切に対応する。
- イ 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

4 福祉避難所の閉鎖等

福祉避難所の統廃合

- ア 福祉避難所の利用長期化、避難所による避難者数のばらつきの発生などが生じた場合には、避難所の統廃合を図る。
- イ 福祉避難所の統廃合については避難者の理解と協力を求めるため、要配慮者及びその家族に十分に説明を図る。

福祉避難所の撤収、解除

- ア 福祉避難所の施設に甚大な被害が生じた場合または被害の発生が予測される場合、伝染病・感染症等の発生拡大などの危急を要する事態により、避難生活の継続が困難または不適切と判断される場合には、福祉避難所としての指定を解除する。
- イ 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行った上で、福祉避難所としての指定を解除する。
- ウ 指定の解除に際しては、必要な原状回復を行った上で施設管理者へ引き継ぐものとする。

様式 1 【避難者名簿（世帯単位）】

【取扱注意】							
		避難者名簿(世帯単位)			福祉避難所名: []		
入所年月日		年 月 日		記入者氏名			
自宅住所	〒868-			家屋の 被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊		
	錦町大字				断水・停電・ガス停止・電話不通		
	集落名【 】						
自宅電話	()			その他 連絡先			
携帯電話	() -						
メールアドレス	@						
親族などの 連絡先	住所						
	氏名						
	電話						
福祉避難所を利用する人					障がい、けが・病気、アレルギー、妊娠の有無など、特に配慮が必要なこと		安否確認の問合せへの対応
氏 名		生年月日・年齢		性 別			
世帯主	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
ご家族	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	ふりがな	年 月 日		男 ・ 女			
		(歳)					
	自家用車 (福祉避難所に駐車する場合のみ記入)		メーカー・車名		色	ナンバー	
退所年月日		年 月 日					
転出先情報	〒						
	電話番号 () -						
要介護や障がいの程度、サービスの利用状況、担当ケアマネージャーの有無、かかりつけ医、服薬情報など、支援に必要な情報を記入して下さい。また、必要に応じヘルプカードを配布します。							
ご記入いただいた情報は、福祉避難所運営に必要な範囲で共有します。また、錦町の災害対策本部にも提供し、被災者支援のために錦町が作成する被災者台帳のデータとして利用します。							

様式 2 【福祉避難所状況報告書】

福祉避難所状況報告書（第 1 報（参集後すぐ））							
第 1 報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。							
避難所名				災害対策本部報告先			
開設日時	月	日	時 分	F A X			
避難種別	勧告・指示・自主避難			電 話			
				災害対策本部受信者名			
避難日時	月 日 時 分			報告者名			
避難所	F A X 番号・ 電話番号						
受信手段	・ 伝令			・ その他（ ）			
避難人数	約 人				避難世帯数	約 世帯	
周 辺 の 状 況	建物安全確認		未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険				
	人命救助		不要 ・ 必要（約 人） ・ 不明				
	延焼		なし ・ 延焼中（約 件） ・ 大火の危険				
	土砂崩れ		未発見 ・ あり ・ 警戒中				
	ライフライン		断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通				
	道路状況		通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可				
	建物倒壊		ほとんどなし ・ あり（約 件） ・ 不明				
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）							
参集した避難所担当職員	所属			職	氏名		
参集した施設管理者	所属			職	氏名		

様式 3 【要配慮者確認票】

要 配 慮 者 確 認 票					個人情報 取扱注意	
該当する項目に○印 及び 記入をお願いします。						
(ふりがな) 氏 名		年 齢	T・S・H 年 月 日 (歳)	記入日	年 月 日	
要配慮者 項 目	高齢者 ・ 障がい者 ・ 乳幼児 ・ 妊産婦 ・ 避難所生活困難者 ・ 病人 障害者手帳、介護認定等の有無 (あり ・ なし 内容・等級)					
○家族の状況をお聞きます。						
一人暮らし ・ 同居あり(一緒に避難) ・ 同居あり(別で避難) 特記事項()						
○避難所での生活についてお聞きます。						
食事について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要					
排泄について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要					
移動について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要					
意思疎通について	一人で可能 ・ 一部介助が必要 ・ すべて介助が必要					
その他支援が必要な事						
○避難所生活における支援者についてお聞きます。						
支援の必要なし ・ 支援が必要(支援者あり) ・ 支援が必要(支援者なし)						
支援者	氏 名 (関係)	避難所での 生活について	可能 ・ 不可能			
	連絡先(携帯等)		支援があれば可能			
○お体の状況をお聞きます。						
自 覚 症 状	なし ・ あり()					
現在治療中の病気		過去の病気				
内 服 薬	なし ・ あり(持参) ・ あり(持参なし)					
必要な医療処置等	なし ・ あり(内容 例在宅療養、通所など)					
食事について	制限なし ・ 制限あり(内容)					
お聞きした情報は、町職員で厳重に管理し、避難所運営に使用させていただきます。						

様式 4 【食料・飲料水 依頼票】

		食料・飲料水 依頼票				
避難所	依頼日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
	ふりがな					
	避難所名					
	住 所	錦町大字				
	担当者名					
	電 話	()		F A X	()	
	依頼数	避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)			
		アレルギー対応	食 注記			
		飲料水	箱 (内訳 ℓ × 本入 / 箱)			
	その他の依頼内容					
災害対策本部	受信日時	月 日 時 分				
	担当者名					
	処理時刻	月 日 時 分				
	配送数	避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)			
		アレルギー対応	食			
		飲料水	箱 (内訳 ℓ × 本入 / 箱)			
	発注業者					
	配送業者					
配送確認時間						

様式 5 【物資依頼票】

物 資 依 頼 票									
依頼日時		月 日 時 分			発注先業者名				
あ り が な					電 話				
避難所名					F A X				
住 所					伝票 No.		伝票枚数		
担当者名					本部受付日時		月 日 時 分		
電 話					本部受信者名				
F A X					電 話				
					F A X				
品 名		サイズ な ど	数 量		出 荷 数 量	個 口	備 考		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
・ 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。							個口 合計		
・ 性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。									
・ 食料・物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則として F A X で配達・注文を依頼 してください。									
・ F A X が使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。									
・ 食料・物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。									
出荷日時		月 日 時 分							
配達者名					避難所				
電話					受領				
F A X					サイン				
配達日時		月 日 時 分							

様式 6 【福祉避難所 物資受払簿】

福祉避難所 物資受払簿							
				避難所名			
品 名			サイズなど				
依頼日時	月 日 時 分		依頼数量				
年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考

・ 物資等の受領時に、記載します。

・ この用紙は、避難所で保管します。